

# 外国にいても「在外選挙制度」で日本の国政選挙の投票ができます。

海外で投票するには、在外選挙人名簿への登録を申請する必要があります。

申請方法は、出国前に国外転出届でした後、選挙管理委員会で申請する方法(出国時申請)と、出国後に居住の地域を管轄する日本大使館・総領事館・領事事務所に申請する方法(在外公館申請)があります。

出国時申請	在外公館申請
<p><b>◆登録資格◆</b>            ○年齢満 18 歳以上で日本国籍をお持ちの方            ○国外に住所を有する方            ○選挙人名簿に登録されている方            (選挙管理委員会事務局で登録の確認が必要です。)</p> <p><b>◆申請書の提出方法◆</b>            転出届提出後、申請者本人又は申請者からの委任を受けた方(以下「受任者」という)が、直接、選挙管理委員会で申請してください。            ※申請書は選挙管理委員会の窓口及びホームページから入手できます。            ※申請できる期間は、転出届の提出日から転出届に記載された転出予定日当日までの間です。</p> <p><b>◆申請時の持参書類◆</b>            (1) 申請者本人による申請の場合            ①在外選挙人名簿登録移転申請書            ②本人確認書類(旅券、マイナンバーカード、運転免許証、官公庁の身分証、国公立大学の学生証等)            (2) 受任者を通じた申請            上記(1)に加え、以下③、④の書類が必要になります。            ③申出書            ※あらかじめ、登録申請者本人が「申出書」と「在外選挙人名簿登録申請書」に署名する必要があります。            ④受任者の本人確認書類(旅券、マイナンバーカード、運転免許証、官公庁の身分証など)</p> <p><b>◆その他◆</b>            国外に住所を有することが登録の要件となりますので、出国後速やかに、「在留届」をお住いの在外公館等に提出してください。(インターネットでも届出ができます。)</p>	<p><b>◆登録資格◆</b>            ○年齢満 18 歳以上で日本国籍をお持ちの方            ○海外に 3 ヶ月以上お住まいの方            (あなたの住所を管轄する日本大使館・総領事館の区域内に引き続き 3 ヶ月以上お住まいの方)</p> <p><b>◆申請書の提出方法◆</b>            ○申請者本人又は申請者の同居家族等が、直接、お住いの住所を管轄する日本大使館や総領事館の領事窓口申請してください。            ※窓口時間は、日本大使館や総領事館によって異なりますので、事前にご確認ください。            ※申請書は日本大使館や総領事館の窓口、また、総務省のホームページでも入手できます。            ※申請書には、日本での最終住所地・本籍地を記入する必要がありますので、事前にご確認ください。</p> <p><b>◆申請時の持参書類◆</b>            (1) 申請者本人による申請の場合            ①旅券等(出国時申請と同じ)            ②領事官の管轄区域内に住所を定めた年月日から、登録申請日まで居住していることを証明する書類(住居の賃貸借契約書、居住証明書、住民登録証、住所が記載されている電気・ガスの領収書など)            ※3 ヶ月以上住所を有してから申請する方は、住所を有している全期間ではなく、3 ヶ月以上住所を有していることを証明できる書類で足りません。            ※以下の場合には②の書類が不要となります。            ・3 ヶ月以上住所を有してから申請する方が、在留届を 3 ヶ月以上前に提出している場合            ・住所を有している期間が 3 ヶ月未満の時点で申請する方が、申請書の「左の領事官の管轄区域内に住所を定めた年月日」欄に記載する日以前に既に在留届を提出している場合            (2) 同居家族等を通じた申請            上記(1)の書類に加え、次の書類が必要になります。            ③申請を行う同居家族等の方の旅券            ※旅券以外の身分証明書はみとめられません。            ④申出書</p>
<p><b>◆在外選挙人証の受領◆</b>            名簿に登録されると「在外選挙人証」が交付されます。在外選挙人証は在留地の住所地での受領のほか、登録申請時に希望した場合には、在留届の「在留地の緊急連絡先」欄に記載されている場所でも受領することが可能です。            ※在外選挙人証は、投票する都度提出していただくものです。大切に保管してください。            ※帰国後は、転入届を提出してから 3 ヶ月経過後に、帰国した先の市区町村の選挙人名簿へ登録されるので、その市区町村で投票することとなります。ただし、選挙人名簿に登録される前でも、国政選挙については、転入届を提出してから 4 ヶ月間は在外選挙人名簿の登録が残りますので、その間は、在外選挙人名簿に登録されている市区町村で投票できます。            なお、転入届を提出して 4 ヶ月後には、在外選挙人名簿から抹消されますので、在外選挙人証を直接又は郵送で在外選挙人名簿に登録されていた市区町村に返却してください。</p>	